

2010年4月16日

各位

株式会社みずほ銀行

平準払終身保険『一生のお守り』の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2010年4月19日(月)より、全国の本支店で、平準払終身保険新商品『一生のお守り』(正式名称:低解約返戻金型終身保険、引受保険会社:損保ジャパンひまわり生命保険株式会社)の取り扱いを開始いたします。

今回新たに、平準払終身保険『一生のお守り』の取り扱いを開始することで、主に30歳~50歳代のお客さまが持つ、「一生涯の死亡保障や所定の高度障害に備えたい」という、ニーズにお応えいたします。すでに取り扱いを開始している「医療保険」、「こども保険」とともに保障性商品のラインアップの充実を図ることで、お客さまの多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、取り組んで参ります。

『一生のお守り』の主な特徴は以下の通りです。

(商品の内容については、別紙をご参照願います。)

主な特徴

一生涯にわたり保障される「死亡・高度障害保険金」

被保険者の死亡・所定の高度障害に対する保障を一生涯確保できます。

割安な保険料

保険料払込期間中の解約返戻金を、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社の「通常の終身保険」(*1)の70%とすることで、割安な保険料で一生涯の保障を確保。保険料払込期間終了後に解約した場合は、「通常の終身保険」と同水準の解約返戻金を受け取ることが可能です。

(*1)正式名称は、「無配当終身保険」。当行では取り扱っておりません。

三大疾病以降の保険料が一時に払込まれたこととなる「特定疾病診断保険料免除特約」を付加可能

保険料の払込みが免除される場合は、以下の2通りです。

不慮の事故が原因で、被保険者がその事故の日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき、以後の保険料の払込みは不要となります。

特定疾病診断保険料免除特約(別途特約保険料が必要)を付加することで、三大疾病(がん(*2)、急性心筋梗塞、脳卒中)により被保険者が、所定の状態になられたとき、以降の保険料の払込みは不要となり、かつ、以降の保険料が一時に払込みされたものとして取り扱われます。

(*2)「上皮内がん」・「悪性黒色腫以外の皮膚がん」・「責任開始期日から90日以内に診断確定された乳がん」を除きます。

契約時に確定する解約返戻金

解約した場合の返戻金は、契約時に確定しているため、契約後の市場金利や為替相場等の影響を受けて変動することがありません。ただし、解約した場合は、以後の保障はなくなるので注意が必要です。

【低解約返戻金型終身保険のご留意事項】

被保険者の健康状態等によってはご契約のお引き受けができない場合があります。

保険料払込期間中の解約返戻金は、お払込みいただいた保険料を下回ります。

引受保険会社の経営破綻等により、保険金額、解約払戻金額等が削減されることがあります。

保険料の一部は保険金のお支払い、また、他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費など)にあてられます。

これらの経費は引受保険会社・保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えして参ります。

以上

『一生のお守り』 ご契約のお取り扱い

正式名称	低解約返戻金型終身保険
被保険者加入年齢 (満年齢)	6歳～65歳
加入限度 (満年齢)	6歳～14歳:1,000万円 15歳～39歳:1,500万円 40歳～50歳:1,200万円 51歳～60歳:1,000万円 61歳～65歳:300万円 最低保険金額200万円
保険料払込期間	55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、終身 ただし、10年以上の払込期間を要します。
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料の前納	全期前納のみ可能。ただし、年払契約で15年以上の払込期間を要します。
満期保険金・配当金	なし
解約払戻金	あり
契約者貸付制度	あり(主契約の解約返戻金の9割まで貸付可能)
加入時の診査	告知書扱い(医師による診査は必要ありません)
特約	<p>・特定疾病診断保険料免除特約(別途特約保険料が必要)</p> <p>三大疾病(がん(*))、急性心筋梗塞、脳卒中)により被保険者が、所定の状態になられたとき、以降の保険料の払込みは不要となり、かつ、<u>以降の保険料が一時に払込みされたものとして取り扱われます。</u></p> <p>(*)「上皮内がん」・「悪性黒色腫以外の皮膚がん」・「責任開始期日から90日以内に診断確定された乳がん」を除く</p> <p>・リビング・ニーズ特約</p> <p>・指定代理請求特約</p>

【低解約返戻金型終身保険のご留意事項】

被保険者の健康状態等によってはご契約のお引き受けができない場合があります。

保険料払込期間中の解約返戻金は、お払いいただいた保険料を下回ります。

引受保険会社の経営破綻等により、保険金額、解約払戻金額等が削減されることがあります。

保険料の一部は保険金のお支払い、また、他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費など)にあてられます。

これらの経費は引受保険会社・保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。